

令和6年度
いじめ防止基本方針



八幡浜市立白浜小学校

八幡浜市立白浜小学校 いじめ対策基本方針

【いじめ問題に対する基本的認識】

だれもが例外なく幸福な生活を送る権利を持っています。

将来の夢の実現に向け、様々な人との関わりや経験を通して、成長していく場所が学校であると考えています。

いじめは、心身共に成長し人格を形成する大切な時期を喪失させるばかりか、場合によっては、子どもの将来や命まで奪うなどの深刻な事態に至ることがあることをしっかりと認識しなければなりません。

「いじめは、絶対に許してはいけない人権侵害である。」

「いじめは、卑怯な行為である。」

「いじめられる側には問題はない。」

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。」

「いじめは、学校、家庭、地域の大人が、それぞれの役割を果たし、一体となって解決に当たるべき問題である。」

「いじめは、家庭の在り方に大きな関わりを持っている。」

上記の内容を、いじめ対応の大前提として認識し、本校のいじめ防止基本方針を策定します。

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法 第二条〕

具体的ないじめの態様は、次のようなものが挙げられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外し、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらいじめの中には、犯罪行為に至るものもあります。そういった場合には、児童を守ることを最優先とし、保護者の意向を十分に考慮した上で、警察や関係機関と連携して対応することがあります。

いじめの認知については、表面的、形式的、あるいは教師単独の主観によってなされることなく、管理職を含む関係教職員によるチームや白浜っ子育成会（校内いじめ対策委員会）等による組織的な認知及び指導、支援を行っていきます。これは、教職員が一人で抱え込み、いじめ問題が重大な事態になってしまうことを防ぐためでもあります。

次の場合は、いじめと認知し、組織的に対応します。

- 保護者、児童本人からいじめられていると訴えがあった場合（アンケートや教育相談を含む）
- 周りの児童、保護者からいじめがあると訴えがあった場合
- 教職員が人間関係等のトラブルがあると判断し、被害児童、加害児童及び周りの児童に対して指導を行った場合（本人、保護者の訴えない場合、本人がいじめを認めない場合でも、教師が認知した場合）

[留意点]

- * 1 心身の苦痛を感じている児童を認知した場合、いじめ問題の対応を迅速に行います。
- * 2 組織的に認知して対応します。
- * 3 管理職を含めて、関係教職員が集まって相談し、すぐに対応を協議した後、いじめ解消に当たります。
- * 4 いじめを認知した場合は、すぐに市教育委員会に報告します。その後、3 か月は事後の対応を含めて報告します。

2 いじめについての基本的認識

(1) いじめの構造

右図のように、被害者と加害者の2者関係のみで問題を解決することが、いじめの解消とならないと捉えます。

(2) いじめは見えにくい

暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら禍害も被害も経験します。よって、一定の人間関係の中においても、置かれている立場はめまぐるしく変化します。また、SNS等の発展により、本人や周りの大人が知らない間に誹謗中傷が行われている場合もあります。いじめは、ますます見えにくくなっています。小さな変化を見逃さないことが必要です。

(3) 迅速で丁寧な対応

小さいいじめも繰り返し行われれば、重大な事態につながる可能性があります。逆に、たった一度のいじめでも、同様に重大な事態につながりかねないと捉えています。被害児童の置かれている状況に心を寄せながら親身になって、丁寧に誠実に対応します。

(4) ちょっとした言葉で相手の心を傷付けたが、その後謝罪し、問題に至らなかった場合であっても、いじめ事案として教職員同士で情報を共有します。



3 いじめの未然防止

(1) 分かる授業の実践とその改善 ☞ 自己決定、自己有用感

全ての児童が授業に参加し、様々な学習活動において、自己選択場面を設定し、活躍できる授業を実践します。分かる授業は、子どもたちの日々の充実感につながると考えます。また、いろいろな考えを持った友達を尊重しながら、共に問題を解決していく態度を育成することは、いじめを生まない仲間づくりとなると考えます。自分ができた、自分の意見や考え方が生かされた、友達と一緒に達成したという経験を積み重ねることは、いじめの未然防止となります。

(2) 道徳教育の充実

自分と異なった意見を取り入れ、相手を尊重しながら、いじめ防止に関わりのある題材を取り上げること指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫します。

(3) 絆づくり（集団づくり）

子ども同士が一緒に何かを達成したときに感じるのが「絆」です。学級は集団の基礎であり、学級の中で自由な友達づくりができることを目指します。その居場所をつくるのが教師の役目です。日々の学習活動はもちろん、係活動や委員会活動、学校行事等で、一人一人の児童がその個性を発揮することができるよう支援します。

また、異年齢集団での活動を積極的に取り入れ、縦のつながりも大切にします。清掃班でつくる縦割り班をレクレーションや集会での話合いや様々な学校行事の中で活用し、子ども同士の絆づくりを一層推進します。

(4) 計画的、継続的、組織的ないじめ未然防止

☞ いじめ問題・不登校対策年間計画〔別紙資料〕

職務別の役割

〔学級担任等〕

- 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人として絶対に許されない」との認識を学級全体で共有する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にしたい分かる授業づくり努める。
- 道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 教職員の言動によって、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

〔養護教諭〕

- 学校保健委員会等、学校の教育活動における様々な場面で、命の大切さを取り上げる。
- ケース会議によるチーム支援体制を整える。

〔生徒指導担当教員〕

- いじめの問題に関する情報を、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図り、校内指導体制を整える。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

〔管理職〕

- 講話などで、校長が日常的にいじめの問題にふれ、「いじめは人として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- 児童が自己有用感を高める場面や、困難な状況を乗り越えるような経験の機会などを、積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- いじめの問題に児童自身が主体的に参加する取組を推進する。

4 いじめの早期発見

- (1) 日常的な観察（日記、遊び、巡視、声掛けなど）を丁寧にする。

* 児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

- (2) おかしいと感じた児童がいる場合には、部会等で気付いたことを共有し、複数の目で当該児童を見守る。また、特定の教諭だけが問題を抱え込まないように、必要に応じてチーム支援を行える校内指導体制を整える。

* ふれあいノートを活用

- (3) 「学校で気になること調査」「学校生活に関するアンケート調査」「八幡浜元気ノート」等を適宜実施し、児童や保護者の悩みを把握し、いじめ根絶の学校づくりを目指す。
- (4) 毎月1回、定期の教育相談を実施する。

5 いじめへの対処

- (1) いじめを認知した場合は、まず事実確認を行う。当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、可能な限りの事実を把握する。
 - だれが、だれに対して行ったのか。
 - いつ、どこで、どんなことが行われたのか。
- (2) 確認できた情報を一元化し、いじめの背景等、全体像を把握する。
- (3) 当事者に対する支援、指導を行う。同時に、周りの児童への指導を行う
- (4) 指導した内容等については、被害児童の家庭に適宜、情報提供を行う。なお、指導方針や指導内容については、あらかじめ了解を得ておく。

- いつから行われていたのか。〔被害児童に対して〕
- つらい気持ちに共感しながら、「最後まで守ること」を約束する。
- 何かあった場合は、どんなことでもすぐに知らせるように伝える。
- 指導の方針や内容については、本人の意思を尊重する。しかし、必要な対応については、納得を得て対応に当たる。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。〔加害児童に対して〕
- 事実確認を行った上で、「いじめは絶対に許されない。」「いじめという方法をとってはいけない。」など、指導すべき内容はしっかりと指導し、重大な問題であることを認識させ、反省させる。
- 反省させた上で、被害児童のつらい気持ちに共感させるとともに、謝罪させる。しかし、安易で形式的な謝罪は、かえって問題を複雑化、重大化させることになる。肝に銘じる。
- 児童のいじめに至った背景を汲み取り、心理的な疎外感、孤立感を与えないよう、教育的配慮を行いながら、二度といじめを行わないよう粘り強く指導する。〔周りの児童に対して〕
- 自分たちの問題として受け止めさせる。傍観者がいじめを許す雰囲気をつくっているということを認識させ、仲裁者になることを訴える。
- いじめは人の心を傷付ける、重大な人権侵害であることをしっかりと認識させるとともに、いじめを許さない人となるよう指導する。〔被害児童の保護者に対して〕
- 事実関係を迅速に、丁寧に、親身になって伝える。
- 学校の指導方針、指導内容を伝え、保護者の了解を得る。
- 指導した内容は、適宜知らせる。
- 本人の変化等、家庭での様子に注意してもらい、どのような些細なことでも知らせてもらうよう依頼する。

[加害児童の保護者に対して]

- 確認した事実と被害児童のつらい気持ちなどの現在の状況について 伝える。
- 学校の指導方針、指導内容を伝える。
- いじめ問題を単なる事案として捉えるのではなく、加害児童や他の 児童の成長につなげていくチャンスと捉え、いじめ解消のための様々な対応に理解と納得を得た上で、本人への指導を含め、いじめを解消 するための協力を依頼する。
- 児童がいじめに至った背景について一緒に考え、再発防止に努める。

6 関係機関との連携について

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止などの目的のための組織をつくり、連携して対応します。

[三層の情報環流方式（八幡浜市独自の組織的ないじめ防止のための組織）]



[白浜っ子育て会（校内いじめ対策委員会）]

本会は、白浜小学校における全ての児童が心身ともに健全に育つため、学校、保護者、地域、関係諸機関等が一体となって連携を密にし、いじめ根絶のための活動を推進することを目的とする。その目的を達成するために、次の活動を行う。

- いじめ問題に関わる情報交換
- いじめ根絶のために対策と実践
- その他、本会の目的を達成するために必要な活動

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、白浜地区公民館長、主任児童委員、地域代表者とする。学期に1回の会議を実施する。

校内においては、1か月に1回の教育相談週間を設定し、児童の実態把握に努める。また、生徒指導部会や学年部会、日常の職務を通して、配慮を要する児童の情報交換を行い、組織全体の意識統一といじめ問題解決への共通実践を図る。協議事項等については、市教育委員会へ報告する。

[愛宕ブロック子育ての会（ブロックいじめ対策委員会）]

本会は、愛宕ブロック全ての子どもたちが、心身ともに健全に育つため、学校、家庭、地域社会が一体となって連携を密にし、子どもたち一人一人の人権を尊重し、生命を大切に作る環境づくりに努めるとともに、いじめ防止のための活動を推進する。その目的を達成するために次の活動を行う。

- 青少年の健全育成に関して必要な研修
- いじめ問題等に関わる情報交換
- 地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進
- いじめ防止のために対策と実践
- その他、本会の目的を達成するために必要な活動

構成員は、白浜小学校教職員及びPTA会員、江戸岡小学校教職員及びPTA会員、愛宕中学校教職員及びPTA会員、各保育所職員及び後援会長及び母親クラブ会員、地区公民館長、自治公民館長、福社会館職員、地区補導員、地

区民生委員、地区交番及び駐在所、その他有識者とする。学期に1回の会議を実施する。協議事項等については、市教育委員会へ報告する。

〔八幡浜市いじめ対策委員会〕

本会は、八幡浜市のいじめや不登校対策、児童生徒の健全育成や安全確保に関わる必要な事項について調査審議することを目的とする。

構成員は、市議会議員、市PTA連合会役員、人権擁護委員及び地区保護司会、民生児童委員及び主任児童委員、学校及び教育関係機関職員、各種団体職員、各中学校区を単位としたブロックいじめ対策委員会代表、その他学識経験者とする。各学校の校内いじめ対策委員会とブロックいじめ対策委員会の協議事項を受けて、学期に1回の会議を実施する。

7 いじめ解消の目安

- ◎ いじめられていた児童、その保護者が、いじめが解消されていると認知している。
 - ◎ いじめられていた児童が、
 - 心身の苦痛を感じていない。
 - (異なったいじめの態様を含めて) いじめを受けていない。
 - 居場所があり、自由に友達と関わることができている。
 - 家庭でも落ち着いた生活を送っている。
 - ◎ 周りの子どもに聞いても、教職員が実態を把握(アンケートや教育相談等)しても、いじめが認められていない。
 - ◎ 3か月以上注意深く見守りながら、適宜、被害児童に対して面接等を行う。
- * 関係教職員が、必ず複数の目で確認する。 ⇨ 組織的な認知

8 校内研修

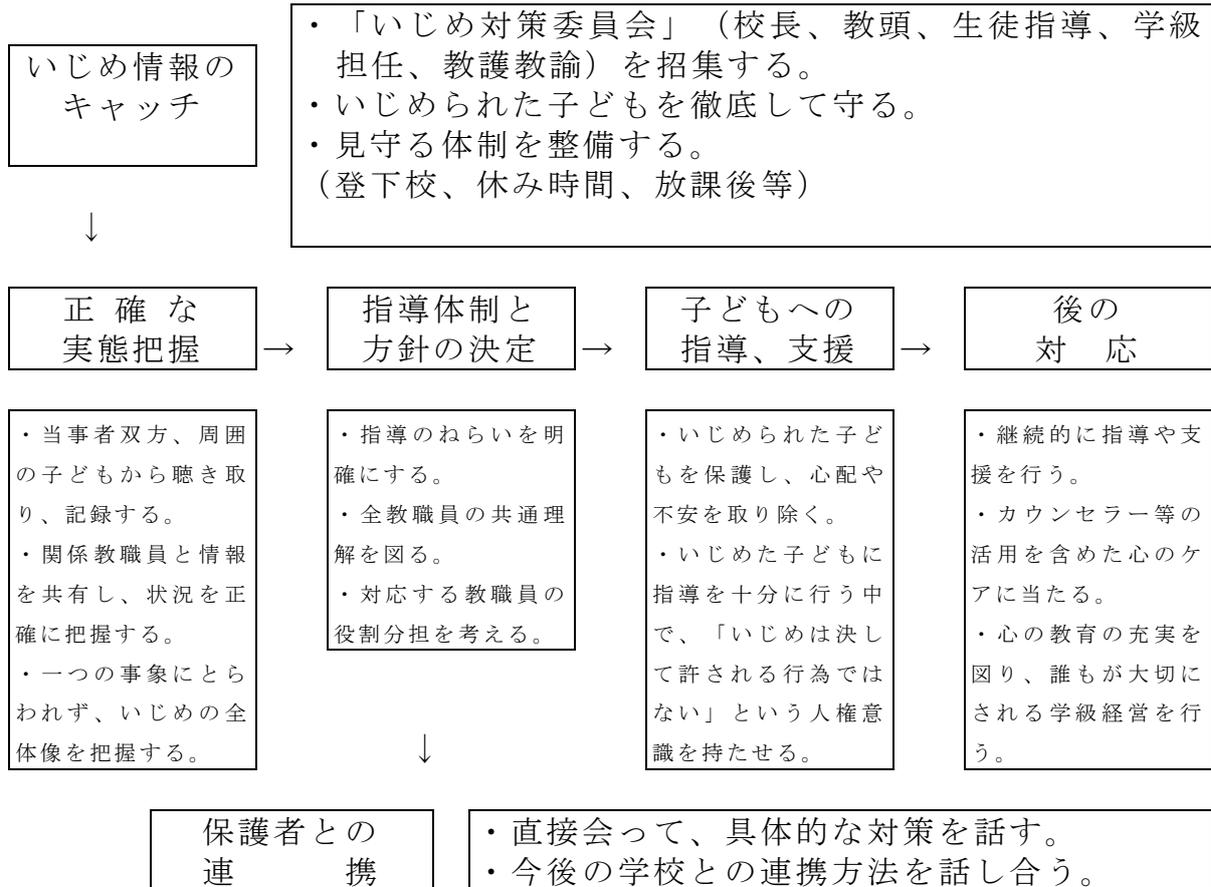
いじめの未然防止等に全教職員が取り組みます。

いじめ問題の根絶を目指し、カウンセリング研修、事例研修、情報モラル教育、ケース会議の在り方、校内支援体制の在り方等に関して、外部講師を招いた研修に努めます。また、1か月の1回の職員会議や生徒指導部会での情報交換で意識統一を図り、早期対応に努めます。

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言葉が児童を傷付けたり、他の児童のいじめを助長したりすることがないように、自らを律しつつ、互いに戒め合う風土を醸成します。

9 いじめに対する具体的な措置

〔いじめ対応の基本的な流れ〕



10 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、30日に限定することなく、迅速に調査に着手する。）

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に相談、報告し、事実関係を明確にするための調査を実施します。

(3) 調査及び組織

〔学校が調査主体の場合〕

- ・調査を行う組織について、白浜っ子育成会（校内いじめ対策委員会）に、スクールカウンセラー等の派遣を市教育委員会に要請し、心理や福祉の専門家等、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り（第三者委員）、調査の公平性、中立性を確保するように努めます。

- ・調査に当たっては、質問紙調査の実施等により事実を確認します。
 - ・得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を取ります。
 - ・希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添えます。
 - ・事実を確認するとともに、児童の心のケアを行います。その際、スクールカウンセラーの派遣も要請し、共に対応します。
 - ・保護者に対する説明（保護者説明会）を早期に行います。
（事実の概要報告、学校再開に向けて、再発防止に向けて等）
- 〔教育委員会が調査主体の場合〕
- ・市教育委員会の指導、助言を受けて調査を行い、心のケア等に迅速かつ適切に対応します。
- ＊ 別紙参照
重大事態への対応について「八幡浜市いじめ防止対策フロー図」

八幡浜市いじめ防止対策(重大事態発生時) フロー図

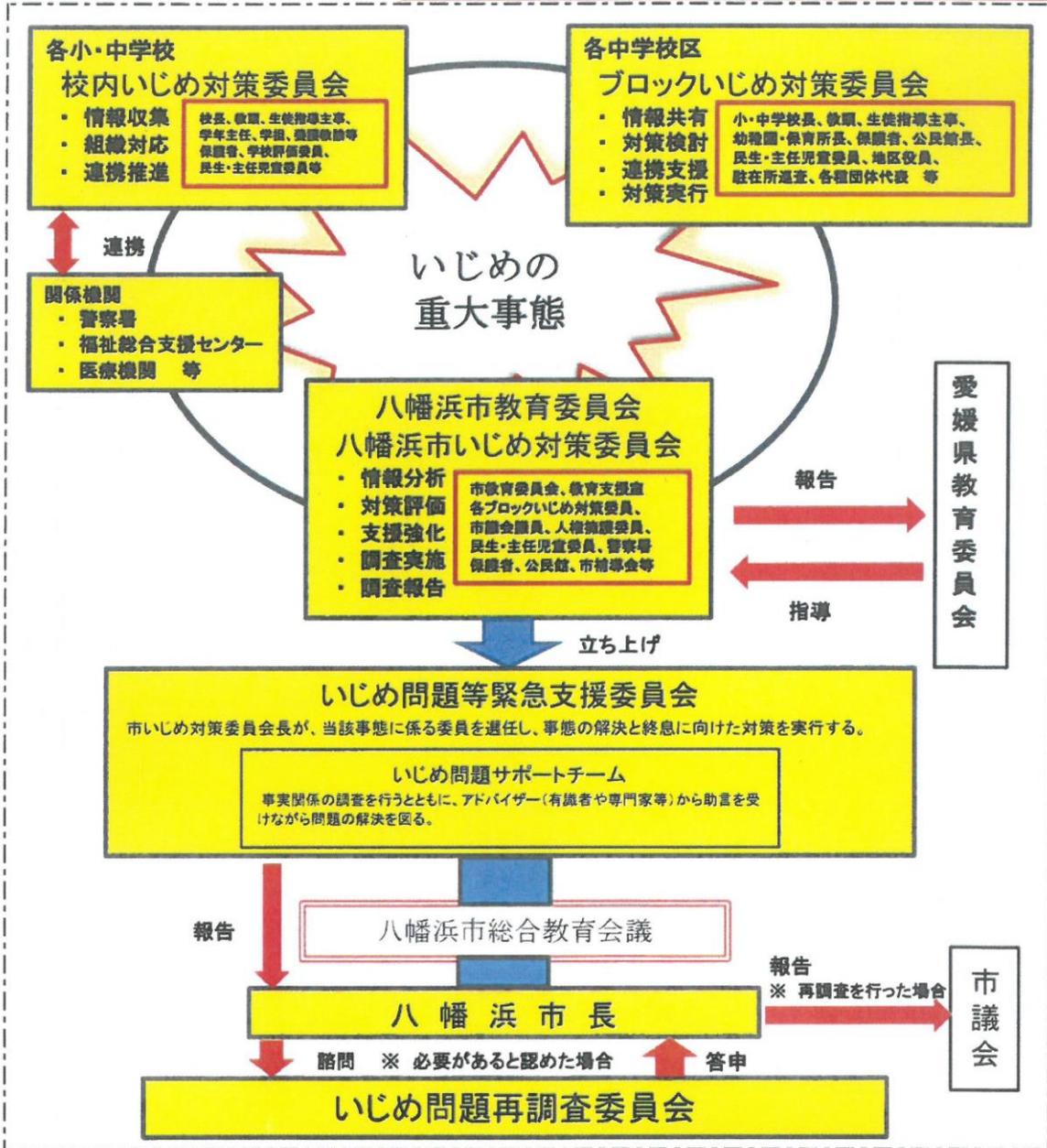
いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号) 平成25年9月28日施行



いじめの未然防止と早期発見のために・・・
いじめを見抜き、許さない心と態度づくり、人権意識の向上
実態調査の実施、相談活動の充実、通報及び早期支援体制の整備

いじめの重大事態とは

- いじめにより
- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童等が、相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされた場合



令和5年4月一部改訂

いじめ問題・不登校対策年間計画

八幡浜市立白浜小学校

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、定期教育相談、校内研修内容、児童生徒の活動、PTA活動、講演会等	ブロック協議会、地域社会との連携、小・中連携、諸団体との連携等
一 学 期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営引き継ぎ ・指導部会「指導方針、指導体制確立等」 ・校内研修「事例研修による情報交換」 ・学級PTA ・職員会「保護者との連携等」→個人懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、中学校等との引き継ぎ ・三層情報還流方式による指導計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <年間活動> 学警連 保護者による交通、あいさつ運動 </div>
	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 ・スクールカウンセラーによる相談【学期に1回程度】 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事研修会 ・白浜っ子育て会① ・補導員総会 (校区内いじめ問題・不登校対策委員会) ・愛宕ブロック子育ての会
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張教育相談(教育センター) ・公民館3世代交流清掃活動 ・補導員研修会 ・愛宕ブロック「にこにこあいさつ運動」
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 ・指導部会「不登校防止対策」 ・個人懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・補導員との連絡会 ・民生児童委員連絡協議会
二 学 期	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、電話連絡による生活実態把握や家庭、保護者との連携 ・校内研修「いじめ・不登校に関する研修」 ・指導部会「新学期始業対策」 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外生活指導(教職員による補導活動) ・補導員との連携、情報交換
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の見直し ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・白浜っ子育て会② (校区内いじめ問題・不登校対策委員会)
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・補導員との連絡会 ・愛宕ブロック子育ての会
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 ・校内研修「生徒指導事例研修」 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛いじめストップ!デイ
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 ・校内研修「事例研修による情報交換」 ・指導部会「不登校防止対策」 「冬休み、新学期始業対策」 ・個人懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外生活指導(教職員による補導活動) ・関係諸機関と連携した家庭訪問 ・愛宕ブロック「にこにこあいさつ運動」
三 学 期	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営の見直し ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・白浜っ子育て会③ (校区内いじめ問題・不登校対策委員会) ・愛宕ブロック子育ての会
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 ・人権・同和教育参観日、学年PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員連絡協議会 ・愛宕ブロック「にこにこあいさつ運動」
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談による実態把握、意識調査 ・校内いじめ問題・不登校対策委員会 ・指導部会「年間の成果と課題」 「春休み、新年度始業対策」 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、中学校等との引き継ぎ